

フランスにおける死者の人格権の保護

石井智弥

1. はじめに

一般に、死者に対しては弔いの気持ちを持つべきものとされ、非難することは憚られる⁽¹⁾。生前の行為も寛容に受け入れられることがあるが、政治家などの公的な人物については別であろう。生前の行為は評価の対象とされなければならない。したがって、過度に英雄視するのではなく、死後であってもその功罪は公正に検証される必要がある。他方で、本人が亡くなってしまい、反論できないことを逆手に取り、誹謗中傷をすることは許されない。これは生前と同様に本人の人格への侵害であるが、本人自身が訴訟を提起することはできない。ここにおいて死者の人格権の保護が問題となる。死者に対する批評は死者の名誉毀損や私生活侵害となる可能性があるが、その全てを死者の人格権侵害として法的責任が生じるものとする、亡くなった公的な人物を語ることができなくなる。それゆえ、歴史的検証を可能にするためにも、死者の人格権の保護についての考察が必要になる。

(1) 五十嵐清博士は次の様に指摘していた。「なおここで、なぜわが国で従来死者の人格権侵害が問題にならなかったかについて、若干の憶測をしたい。まず日本人は、論争相手が死んだ場合、過去のうらみはすべて水に流し、それ以上は相手を追求しない国民性のように思われる。したがって、死者の人格権侵害行為が比較的小さいといえよう。」(五十嵐清『人格権論』(一粒社, 1989年) 166頁注1)。

この問題はすでに日本の裁判例⁽²⁾においても争われており、学説上も論じられてきた。これまでの研究状況を見ると、その理論構成については、大きく分けて遺族固有の利益への侵害という構成⁽³⁾と死者自身の人格権への侵害という構成⁽⁴⁾が主張されてきた。前者はさらに、遺族固有の人格権への侵害という見解と死者に対する遺族の敬虔感情への侵害という見解に分けられることもある⁽⁵⁾。後者の死者自身の人格権という考えはドイツ法での通説・判例とされる。また、死者の人格権保護の比較法的研究については、人格権概念がドイツ法に由来していることから、ドイツ法の研究が盛んになされてきた⁽⁶⁾。他方、フランスにおける死者の人格権保

(2) 議論の発端となった事件として、「落日燃ゆ」事件（東京高判昭和54年3月14日高民集32巻1号33頁，判時918号21頁，判タ387号63頁）。

(3) 幾代通「死者の名誉を毀損する言説と不法行為責任」名大法政論集88号（1981年）201頁，淡路剛久「実録小説と名誉毀損—『密告』事件」マスコミ判例百選〔第二判〕（1985年）102頁，潮海一雄「死者の名誉毀損が遺族の死者に対する敬愛追慕の情の侵害に当たるとされた事例」法律時報62巻11号（1990年）96頁，牛山積「一死者の名誉毀損と不法行為の成否，二 エイズ患者の報道記事と違法性阻却」私法判例リマークス2号（1991年）66頁。体系書では，前田達明『民法Ⅵ2（不法行為法）』（青林書院新社，1980年）100-101頁，四宮和夫『不法行為』（青林書院，1983年）325-326頁，平井宜雄『債権各論Ⅱ不法行為』（弘文堂，1992年）164頁など。

(4) 五十嵐清「死者の人格権」ジュリスト653号（1977年），齊藤博「故人に対する名誉毀損—『落日燃ゆ』謝罪広告等請求事件第一審判決」判例時報871号（判例評論228号，1978年）147頁，安次富哲雄「ドイツにおける死者の人格権」琉大法学27号（1980年）35頁，浦川道太郎「死者の名誉毀損と遺族に対する不法行為」ジュリスト763号（1982年）136頁，藤岡康宏「死者の名誉毀損—『落日燃ゆ』事件」マスコミ判例百選〔第二版〕（1985年）56頁，安次富哲雄「死者の人格権」『損害賠償法の課題と展望』（日本評論社，1990年）171頁，宇佐見大司「死者の名誉毀損—『落日燃ゆ』事件」メディア判例百選（2005年）82頁など。

(5) 五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣，2003年）41-42頁。

(6) 五十嵐清博士（五十嵐・前掲書（1989年）132頁，164頁，同・前掲書（2003年）38-39頁，『メフィスト事件』再考—ドイツにおける芸術の自由と人格権の保護の一こま』北海学園大学法学研究41巻1号（2005年）77頁）や齊藤博教授（『人格権法の研究』（一粒社，1979年）210頁以下，『人格権法の発展』（弘文堂，2021年）151頁以下）の諸研究をはじめ，安次富・前掲（1980年），中村哲也「人格権侵

護についての研究は、若干の論攷で法状況の紹介⁽⁷⁾がなされているが、ドイツ法の研究に比肩する詳細な議論状況の分析は残されたままである。

そこで本稿は、死者の人格権保護に関して、その議論の礎となるべく、フランス法の状況を考察する。これまでフランスについて示されていたのは、死者の人格権を相続人が相続するという構成と遺族固有の権利とする構成があり、後者の見解が有力である、というものであったが、その議論の詳細までは紹介されていなかった。本稿では、そうした点を補うため、各論者の見解に触れていく。また、近年の判例の動向も踏まえて、フランスにおける死者の人格権保護のさらなる特徴を明らかにしていきたい。

2. 議論状況

(1) 立法

まずは、死者の人格権に関連する法律の規定を見ていく。

(a) 出版自由法の規定

フランスの名誉毀損法は、1881年の出版自由法 (Loi du 29 juillet 1881, sur la liberté de la presse : 以下、出版自由法という) で規律されている。この法律は名誉毀損罪に該当する場合について規定しているが、損害賠償についてはその付帯私訴という形式で認められることにし、民法の不法行為規定の適用を排除している。ただし、名誉毀損が私生活侵害にも該当する場合には、民法典第9条の私生活尊重の権利の侵害として民事責任が認

害と財産的損害—BGH マルレーヌ・ディートリッヒ判決をめぐって」法政理論35巻1号(2002年)など。

(7) 五十嵐・前掲書(1989年)176頁、北村一郎「私生活の尊重を求める権利—フランスにおける〈人の法=権利〉の復権」北村一郎編『現代ヨーロッパ法の展望』(東京大学出版会、1998年)248-250頁、五十嵐・前掲書(2003年)39頁など。

められる⁽⁸⁾。死者の名誉毀損については、34条で以下のように規定している。

「第31条、32条及び33条が死者の名声 (mémoire) に対してなされた名誉毀損又は侮辱 (injures) に適用されるのは、それらの名誉毀損又は侮辱の加害者がその存命の相続人、配偶者あるいは包括受遺者の名誉又は名声 (considération) を害する意図を有していた場合に限られる。

加害者の害する意図の有無にかかわらず、上記の相続人、配偶者あるいは包括受遺者は、上記名誉毀損又は侮辱の場合において、第13条所定の反論権を行使することができる。」

第31条から第33条の規定は、名誉毀損罪及び侮辱罪が適用される場合を記している。第34条は、死者に対する名誉毀損及び侮辱が犯罪となる場合を示すものであるが、名誉毀損や侮辱の対象となった故人の相続人、配偶者又は包括受遺者に対し、加害者が害する意図を有していた場合に限定した。また、反論権についても、相続人、配偶者又は包括受遺者にその行使を認めている。これらのことから、死者に対する名誉毀損や侮辱においては、死者自身の保護よりも、その遺族などの存命の者を名宛て人とした救済手段が与えられている。

(b) 著作者人格権⁽⁹⁾

(i) 内容

フランスの著作者人格権は知的財産法典に規定されており、通常、次の

(8) 詳細については、拙稿「フランス民法における人格権保護の発展—尊重義務の生成—(4)」茨城大学人文学部紀要社会科学論集第53号1頁以下。

(9) フランスの著作者人格権は「著作者の精神的権利 (le droit moral de l'auteur)」という表現で表されている。人格権概念はドイツ法に由来するものであり、人格権概念を用いずに精神的利益の保護を実現してきたフランス法の発展を考慮するなら

ような説明がなされている⁽¹⁰⁾。まず、著作者人格権の性質として、譲渡しえないという点と時効の対象にならないという点が挙げられている。さらに永久に存在するものではないという性質も挙げられうるが、例外的に著作者の死後、他の人に承継されるものもあるため、全般的な性質とは言いがたいとされる。

次に、著作者人格権の具体的な種類については、フランスにおいても公表権 (le droit de divulgation)、修正・撤回権 (le droit de repentir ou de retrait)、氏名表示権 (le droit à la paternité)、同一性保持権 (le droit au respect de l'œuvre) がある⁽¹¹⁾。具体的に見ていくと、一つ目の公表権は自己の著作物を公表する権利であり、法律上、それは著作者だけが有するとされている (知的財産法典 L. 121-2 条)。著作物は著作者の人格の構成要素を成しているので、著作物を公衆に提示するか否かの判断は、著作者だけが行う。そして、公表権は自由裁量的で絶対的な権利であるため、その行使が正当なものであるかの評価を裁判官が行うことはできない。また、公表権は、著作物の公表に反対することも著作者に認める権利である。そ

ば、「droit moral」という表現を生かした訳語をあてるべきと考える。しかしながら、日本法との比較において理解の得やすさを優先し、本稿では便宜的に著作者人格権という表記を用いる。

(10) フランスの著作者人格権については、以下の文献を参照した。S.Visse-Causse, *Droit de la propriété intellectuelle*, 3^eéd., 2021. N.Binctin, *Droit de la propriété intellectuelle*, 7^eéd., 2022. 邦語文献として、半田正夫『著作権法の研究』(一粒社, 1971年) 99~106頁, クロード・コロンベ/宮澤博明・訳『著作権と隣接権』(第一書房, 1990年) 102~132頁, グレゴワール・トリエ/大橋麻也・訳「フランスの著作権法」慶應法学15・16号(2010年) 253頁, 石尾智久「フランス著作権法における撤回権一人格権と契約の拘束力に関する分析のために」法学政治学論究124号(2020年) 33頁。

(11) 訳語については、日本の著作権法の用語で内容の近いものをあてはめた。「repentir」や「paternité」などフランス法特有の言い回しについては、あえて考慮していない。その代わりに、内容の説明を記すことにした。なお、日本の著作権法については、齊藤博『著作権法』(有斐閣, 2000年〔初版〕) 131頁以下, 同『著作権法概論』(勁草書房, 2014年) 70頁以下を参照した。

して、公表そのものは、最初に公衆に発表したことにより、消尽する。二つ目の修正・撤回権は、著作物の公表後、著作者が公表した著作物を修正し、さらにはその利用を終了させることを可能にするものである（知的財産法典 L.121-4 条）。より詳しく言えば、修正権は著作物に修正や増減をもたらす権利であり、撤回権は著作物を商業的流通から引き上げる権利である。そしてこの権利の行使は、「著作者の良心的ためらい (*scrupule d'auteur*)」を保護するためにのみなされる。三つ目の氏名表示権は、著作物の生みの親としての資格を内容とする権利であり、法律の文言では、著作者の氏名とその特性を尊重される権利と表現されている（知的財産法典 L.121-1 条）。いわば、著作者と著作物間の「親子関係」を具体化したものとされる。最後の同一性保持権は、法律上、自己の著作物を尊重される権利として明記されているものであり（知的財産法典 L.121-1 条）、著作物そのものだけでなく名称や説明文にも関係する。著作物にもたらされるあらゆる変更がこの権利の侵害となる。

(ii) 死後の扱い

著作者の死後、その者の著作者人格権はどのように扱われるのか。消滅してしまうものとしては、修正・撤回権が挙げられている。著作者の良心的ためらいを保護するためのものとされており、著作者自身の後悔から修正や撤回を認めるという特殊な性格ゆえに、死後、相続人に継承されることがないとされている⁽¹²⁾。

これに対して、氏名表示権と同一性保持権は、知的財産法典 L.121-1 条において、相続法に従い継承されることが規定されている。公表権は、同 L.121-2 条で著作者の死後における行使者が規定されている。それによると第一には、著作者が指定した遺言執行者が公表権を行使するとされ

(12) N.Binctin, *op.cit.*, n° 159.

ている。遺言執行者がいない場合あるいは遺言執行者が亡くなった場合は、次の順序で行使者が決まる。すなわち、直系卑属、配偶者（但し、別居の確定判決を受けている者や新たな婚姻を約している者は除く）、相続財産の全部又は一部を相続する直系卑属以外の相続人、包括受遺者又は将来の包括財産の受贈者の順である。L.121-1条では相続法に従った権利の継承（帰属先）が定められているが、L.121-2条では公表権の行使を行う者を定めている。このことから、公表権においては、権利の行使と帰属先の分離が可能になっていると解されている⁽¹³⁾。

(2) 学説

上記の法律の存在を踏まえて、学説でどのような議論がなされてきたのかを論者ごとに紹介していく。

(a) ネルソン⁽¹⁴⁾

ネルソンは、個人の私生活の保護を歴史研究との関係から論じている。一般的に歴史家は、歴史の叙述において慎重かつ思慮深い態度を示さなければならず、可能な限り真実で完全な情報を提供することが義務付けられる。間違った情報や一部削除された情報を流布させた場合には、意図的であれば当然のこと、そうでなくても必要な慎重さを欠いていたときには、法的責任が生じる。ネルソンに拠れば、このように歴史家に課される一定の義務は、誠実 (*bonne foi*) の観念に集約されるものとされる。他方で歴史家には、歴史の叙述において免責が認められている。死者の名誉毀損となる事実を公表した場合、それが歴史的関心事として正当化されるのであれば、刑事上も罰せられず、民事の不法行為上の過失にもならないと

(13) *ibid.*, n° 164.

(14) R.Nelson, *Le respect par l'historien de la vie privée de ses personnages*, in *Mélanges offerts à L.Falletti*, 1971, II.

されている。したがって、歴史家が責任を問われるのは、軽率に間違っただけの情報を流布させた場合に限られる⁽¹⁵⁾。では、この免責は故人の私生活に関する情報を公表した場合にも適用されるのか。ネルソンは次にこうした疑問に取り組んだ。

たとえ事実であったとしても、人の内密的な生活に関する事実は歴史に属する事柄ではないかもしれない。しかし、個人の振る舞いを説明する上で、深層心理学や精神分析の知識が新たな解釈を示唆してくれることがある。そうしたことから、歴史家が他人の私生活に関心をもつことには、単なる好奇心ではない理由がある。この私生活については、フランス民法9条に私生活保護に関する規定が設けられているが、故人の私生活を歴史的に分析する際には、特殊な扱いとなる。すなわち、歴史家が故人の私生活に関する事実を明らかにする場合、たとえそれが内密的な内容であっても、それらはすべて公的生活になり、歴史家は免責されることになるという。ただし、そこには二つの条件が課されている。一つは中傷の手段としてではなく、歴史の探求を目的とする誠実さを有していることであり、もう一つは、不躰な探求が先立つような私生活の公表ではない、ということである⁽¹⁶⁾。

これらの問題について、ネルソンは裁判例の分析から次の様に述べている。すなわち、歴史家が故人の人物像を描写する際、それが不法行為の過失を構成し得ることになるのは、不正確な事実が関係している場合や、害する意図をもって故意に歴史を歪曲した場合だけであり、歴史家が明らかにしようとしている対象が、その人物の内密的な生活に属する事実であるのか否かは、ここでは問題にならない。なぜなら、死はその人物の私生活を歴史の中に入れてしまうからだ。そして、歴史家に大きな特権 (franchises) を認め、歴史家の自由が大いに保護されることを望むとしている。

(15) *ibid.*, p.454-458.

(16) *ibid.*, p.458-460.

さらには、内容が真実であり、その公表が本人の生涯、出来事あるいは作品を理解する上で、必要とまでは言えなくとも、有用であると思われるのであれば、死者の私生活に関する事実をゆがめたり、あるいは隠したりするよう歴史家に強いることは、望ましくないとした⁽¹⁷⁾。

以上のようにネルソンは、死者の私生活の公表について、意図的あるいは軽率に不実の内容を公表するものでなければ、許容されると考えた。ただし、これは歴史の叙述として行われたことを前提としている。

(b) ランドン⁽¹⁸⁾

死者の人格権の保護について、ランドンはまず、遺族固有の権利について言及し、私生活に関して、死者の家族に固有の権利が認められるとする。なぜなら、故人の私生活が侵害された場合、その侵害は故人の家族にも直接及ぶからだと説く。そして、著名人（父）の子どもが入院中にベッドの上にいる姿を写真に撮られた際、その母親が写真の公表の差止めを求めた事件において、子どもの私生活侵害は家族の私生活にも耐えがたい侵害をもたらすと判示した裁判例⁽¹⁹⁾を引用した。この事件は故人の私生活を侵害した事例ではないが、家族の一員の私生活が侵害されることは、家族の私生活への侵害につながることを例示している⁽²⁰⁾。

他方で死者自身の権利が遺族に承継されることも指摘している。人格権は本人の死後、家族の精神的財産となり、家族のすべての成員によって行使されるものとなる、としている。例えば、著作者人格権は法律で著作者の相続人に継承されることになっている⁽²¹⁾。肖像に関する権利につい

(17) *ibid.*, p.462.

(18) R.Lindon, *La création prétorienne en matière de droits de la personnalité et son incidence sur la notion de famille*, 1974.

(19) C.A.Paris, 13.mars 1965, JCP1965, II.14223.

(20) Lindon, *op.cit.*, n°192-194.

(21) *ibid.*, n° 195.

ても、その無断公表が同時に私生活侵害も構成する場合には、私生活尊重の権利と同じく、家族に継承されるとした。これは宣伝・広告目的での肖像使用の場合も同様だとする。ただし、証明写真のような本人の肖像写真の利用については、存命中は本人の同意が必要であるが、その死後においては、家族の同意は不要であるとする。その理由は、その公表はもはや誰にとっても何の意味もなくなり、その写真の公表を望む者がすべての遺族から同意を得ることは、ほとんど不可能であるからだとする⁽²²⁾。

(c) ブロンデル⁽²³⁾

死者の人格権についてブロンデルは、氏名、肖像、名誉、秘密そして著作人格権を個別に論じた。

まず、氏名権については、それが人格権の一つであることから本人の死後、他の人に移転することはないとした。しかし、氏名を保護する権利は、本人の死後もその氏名を守る必要性があるので、必ずしもそれと同じようにしなくてもよいとし、死後の移転について言及している。この問題については、1924年のパリ控訴院判決を紹介した。この事件は次のような内容であった。A (Pierre) と B (Maël) は合意の下で「Pierre Maël」というペンネームを使用していたが、両者が死亡した後、Aの相続人がこのペンネームを記したことから、Bの相続人がAの相続人に対し、氏名使用の異議を申し立てる訴えを起こした。裁判所は、被相続人が使用していたペンネームがその配偶者や相続人に移転することはないとしたが、ペンネームを僭称から守る訴権は相続人に認められるとした。これにより、時として、氏名を保護する権利は死を原因として移転するということが示された。この判決に対しては多くの評釈があるが、そこでの論点の一つは、氏名権

(22) *ibid.*, n° 197.

(23) P.Blondel, *La transmission à cause de mort des droits extrapatrimoniaux et des droits patrimoniaux à caractère personnel*, 1969.

との関係であった。氏名やペンネームを通して、本人の死後、第三者によってなされる無遠慮な振り舞いや歪曲から保護しようとしているものは、氏名権の権利者の人格である。氏名は人格に従たる関係をもち、本人の死後においては、氏名の保護が故人の名声の保護と同一視される。二つ目の論点は、裁判所が氏名に関する異議の訴権を行使し得る者として故人の相続人を挙げたことに関連する。すなわち、非財産的権利に属する故人の氏名を保護する権利は、相続法に従って移転することになるのか、ということである。そして三つ目の論点は、そもそも故人の相続人は、相続人自身の権利を行使しているのではなく、本当に故人の権利を継承して行使しているのか、という問題である。故人と相続人が双方ともに同じ氏を有している場合、相続人は自身の氏名（氏）を保護する権利を有しており、その行使が故人の氏名（氏）を保護する結果になるからだ。しかし、氏については故人と相続人が同じであれば、このような主張も成り立つが、全てにおいて適合する話ではないとする。氏だけでなく氏名全体について考えると、故人と相続人は同じではない。そしてペンネームについては、故人からの移転と考えざるを得ないとする。氏名に関する異議の訴権によって、厄介な混同を生じさせる僭称から保護されるのは、被相続人の名声でしかない。したがって、相続人自身の訴権ではなく、氏名権の権利者から移転した訴権を相続人が行使しているものとした⁽²⁴⁾。

次に、肖像権については、その性質の分析から始めている。かつては自己の肖像に対する所有権として考えられることもあったが、現在は人格権として構成されているとした。肖像権の内容に関しては、その二重性を指摘している。すなわち、肖像そのものは人格の身体的要素と結びついているが、肖像の複製や頒布は人格の精神的要素を生じさせる性質があるとする。人格の身体的要素は、物理的侵入を排除し、個人に留保されている親

(24) *ibid.*, n° 65-69.

密的領域を尊重するよう他人に要求し得るという点において、私生活の秘密の権利と同様に位置づけられる。この身体的要素の肖像権は、身体そのものが無くなる本人の死亡とともに消滅する。しかし、精神的要素の保護は、本人の死後も保障されなければならないという。全ての人は自分の肖像の公表に反対する権利を持つが、問題は、この権利が死後、移転することになるのか、ということである。この点について、学説は一致していないが、後述のケゼールの見解では、肖像の公表に反対する権能は故人の家族によって固有に取得されるものであり、故人から継承されるものではないと説いている。これに対しブロンデルは、そうした考えは家名（氏）の保護において適合するのであり、肖像の場合には当てはまらないとして、反対している。なぜなら、家名への侵害は家族への侵害となり、家族が当事者となるが、肖像の保護は本人の保護であり、家族は間接的にしか関わらないからだ。故人が生前において有していた肖像の公表に反対する権利は、死後、近親者によって行使される権利と同じであり、それは死亡を原因として移転するものであるとした。したがって、肖像権については、人格の身体的要素を保護する肖像権は本人の死亡とともに消滅し、遺族に継承されることは無いが、肖像の公表に反対する権利は、人格の精神的要素を保護するものであるため、本人の死後も存続し、継承されていくとしている⁽²⁵⁾。

三つ目の名誉に関しては、名誉毀損法を概観した上で、反論権の問題から考察した。上述したように、出版自由法第34条は、死者の名誉・名声への侵害において、相続人又は包括受遺者に反論権を認めている。しかも、加害者が相続人又は包括受遺者に害意を有していることは、要件となっていない。これは死者の名声を保護するために反論権が行使されるものと解することができる。ここにおいて反論権の変容が生じているとブロンデルは

(25) *ibid.*, n° 70-71.

指摘する。反論権は、自身を対象とした報道内容に対しその人に反論の機会を与えるものであり、その性質は反論を希望する本人の人格に深く結びつくものと言える。したがって他人が反論するのではなく、本人が反論することに意味がある。しかしながら、出版自由法は他人（相続人又は包括受遺者）に反論権を認めた。このことが変容であるとし、相続人又は包括受遺者は、故人の名声を保護するために反論権を行使することになり、反論の当事者が行使する反論権とは内容を異にするという。それゆえ、本来、本人固有の反論権であるため、本人の死後継承されることはないはずであるが、変容させることで移転を可能にしたとする⁽²⁶⁾。また、名誉毀損によって生じた損害の賠償訴権に関しては、学説では、死後、訴権の移転（相続）は一般的に認められないとする見解がある。しかし、プロンデルは、名誉毀損を受けた者の賠償訴権をその死後に配偶者が行使することを認めた判例を引用し、賠償訴権の移転を肯定した。そして、名誉毀損の賠償訴権は、本人による訴権の行使を否定する明示もしくは黙示の意思表示が無い限り、死後移転する、とした⁽²⁷⁾。

四つ目の秘密の権利は、私生活に類似するものである。現在フランス民法典第9条に規定されている私生活尊重の権利が設けられる以前の論文であり、私生活全般に触れるものではないが、ここでは秘密の権利として語られている。これに関しては、手紙を想定した通信の秘密と職業上の秘密に分けて論じられている。まず前者の秘密についてであるが、手紙そのものは通常、受取人の所有に帰するが、そこに書かれた秘密は尊重されなければならない。問題は、受取人と差出人が死亡した後、この秘密の権利はどのようなになるのか、ということである。差出人死亡の場合、手紙に書かれた秘密を保持することになるのはその相続人になるのではないかとしている。差出人が手紙の返送や破棄を明確に望んでいた場合、相続人はそれ

(26) *ibid.*, n° 76-77.

(27) *ibid.*, n° 78-79.

が実行されることを確認しなければならないとした。これに対し、受取人が死亡した場合には、より多くの困難が生じるという。具体的には、故人が受取人となっている手紙は相続人の所有となるのか、あるいは手紙に含まれる秘密が相続人への移転において障害となるのかなどである。しかしながらこれは、秘密の権利の移転に関する問題ではなく、秘密の権利の尊重を保障する者を誰にするのか、という技術的な問題としている。裁判所も相続人への移転を認めていることから、具体的に誰がそれを相続することになるのかをどのように決定するか、という課題が残されているだけとした⁽²⁸⁾。他方で、後者の職業上の秘密については、医師の職業上の秘密を論点としている。具体的には担当した患者の健康状態に関する情報の保持であり、診断書の作成を患者以外の者から求められた場合の対応が問題となる。健康状態を記した健康診断書は患者自身の秘密事項であるため、医師が無断で他人に明かすことは出来ない。ただし、精神障害者の診断書については、特殊な場合とされ、精神障害者自身に診断結果の公表を許す権利があるわけではなく、その保護者に認められるとする。本人が死亡した場合については、判例上、遺族による公表の許諾が認められていると指摘する。すなわち、故人の意思が表明されていないとき、その近親者が秘密保持の義務から医師を解放することを、判例は認めているという。そして、下級審の判決を引用して、本人の死後、本人の健康状態の公表がその家族によって明示的に求められあるいは同意されていること、そしてこの公表が家族の平穏や社会秩序を脅かす恐れがなく、さらには故人の名声を害する性質のものでないことを要件として、故人の健康に関する医師の診断書の提出は許されている、と述べた。このことをもって、ブロンデルは、秘密の権利、具体的には秘密の保持から医師を解放する権利の相続人への移転が認められるとした⁽²⁹⁾。

(28) *ibid.*, n° 81.

(29) *ibid.*, n° 82-88.

最後の著作者人格権については、現在の知的財産法典の原型となった1957年3月11日の法律⁽³⁰⁾を対象にした検討を行った。ここにおいても、著作者人格権それ自体は著作者自身に固有の者ではあるが、著作者の死後、相続人への移転が認められるものがあることを指摘している⁽³¹⁾。

(d) ケゼール

ケゼールは人格権の研究において多くの論攷を発表しているが、ここでは死者の人格権に関するものを公表順に紹介する。

(i) 「いわゆる肖像権」(1961年)⁽³²⁾

まず、肖像権に関する研究の中で、死者の人格権への言及がなされていた。肖像権についてケゼールは、その内容を自己の肖像が公表されることに反対する権能 (pouvoir) としている⁽³³⁾。また、この肖像権は自然人にのみ付与され、誕生とともに取得し死ぬまで保持するとした。ただし、肖像権の行使は本人以外の者が行うこともあるという。例えば、未成年者については、その肖像の公表の可否につき親権者が同意を与える。そして、肖像権は人格権であるため、本人の死亡とともに終了するが、死によって故人の肖像を他の者が公表することが許されるわけではないとする。実際には、故人の家族がその肖像の作成と公表に反対する権能を持つことになる。このように家族が故人の権能を有することになるのは、故人の人格の継承者としての資格においてであるという主張がある。しかし、故人の権能の継承は、故人の財産的権利と債務が相続人に移転する場合に限られるものである。そこでケゼールは、この権能は死者の相続人に移転するの

(30) Loi n°57-298 du 11 mars 1957 sur la propriété littéraire et artistique.

(31) *ibid.*, n° 89-97.

(32) P.Kayser, *Le droit dit à l'image*, in *Mélanges P.Roubier*, 1961.

(33) *ibid.*, n° 12.

はなく、死の瞬間に故人の配偶者や近親者によって獲得されるものであると説く。これらの配偶者や近親者は、自身の名において、故人に対する自身の感情が侵害されたことを理由にして、訴えを起こす。それゆえ、これらの者たちは相続人である必要はなく、たとえ相続人であったとしても、相続の承認や放棄に関係なく、そこに違いは生じないとした⁽³⁴⁾。

(ii) 「人格権—その理論的側面と実務的側面—」(1971年)⁽³⁵⁾

次に、人格権全般に関する研究において、死後の人格権の保護について論じている。人格権は、譲渡不可能であり時効の対象にもならないという性質を有していることから、本人の死後に継承されることもないものと考えられる。そこでケゼールは、個々の人格権の分析から、死後の人格権の扱いについて考察した。第一に、一定の人格権は、それら人格権の目的が死後の人格権の移転を排除していることから、本人の死後、存続することはないとする。氏名権がこれに該当し、この権利は人を指し示し、他の人と区別することを目的としているからだという。本人の識別のためにあるので、本人が亡くなればその役割も終わるということである。同様に、自己の肖像の具現化に反対する権利についても、本人の死亡とともに消滅するという。また、人格権の目的が理由ではないが、権利行使の性質が非常に個人的なものであるため、本人の死後、相続人によって行使されえないものもあるとし、著作権者の修正・撤回権や反論権がこれに当たるとした⁽³⁶⁾。

しかしながら、人格権の中には、本人の死後その承継人が獲得するものもあるという。それに該当するものとして、ケゼールは、遺体の肖像の作

(34) *ibid.*, n° 13.

(35) P.Kaysers, *Les droits de la personnalité, aspects théoriques et pratiques*, RTDC.1971.

(36) *ibid.*, p.497-498.

成及び公表に反対する権利を挙げている。その他、出版自由法に規定されている遺族の反論権もこれに含まれるとする。さらに、本人の死後、その承継人に移転する人格権もあるとしている。私生活の公表に反対する権利として構成される限りにおいて、私生活尊重の権利がこれに該当するとした。ただし、この権利は、私生活の死後の公表により故人の名声が悪化することを防ぐために、承継人へと移転する。同様に、著作者人格権も承継人に移転する人格権の一つだとする。このような移転の「目的」を重視してケゼールは、これらの人格権が相続により移転することについて、通常の財産相続とは異なると指摘する。通常の財産相続は相続人自身の利益のために生じるが、人格権の移転は、被相続人の利益のためになされるという。つまり、被相続人の承継人には、被相続人の精神的利益の保護を目的にした権利が与えられる。例えば、私生活尊重の権利の移転は故人の思い出の保護を保障することを目的にしている。著作者人格権も同様に、その継承は亡くなった著作者の精神的利益の保護を目的にしている。そしてここにおいて、権能と利益 (intérêt) という主観的権利の二つの要素が別の法主体に帰属する、例外的な状況が生じるとする。人格権の承継においては、権利の本質的要素である権能は故人の承継人へと移転するが、それは、承継人が故人の精神的利益の保護を保障することを可能にするためであるからだ⁽³⁷⁾。

この研究論文におけるケゼールの見解は、ブロンデルの見解に一定の理解を示すような記述がみられる。それは、人格権の中には、相続により承継されるものがあり、私生活尊重の権利もそれに含まれるとする箇所である。しかし、次の私生活保護を題材とした研究書では、ブロンデルの見解について明確に反対している。

(37) *ibid.*, p.498-500.

(iii) 『法による私生活保護〔第3版〕』(1995年)⁽³⁸⁾

この私生活に関する研究書で、再度、本問題を詳述した。死者の私生活の保護については、死者自身がもはや私生活の秘密を保護される利益を有していないとしながらも、故人の親族や友人が有する故人の思い出が保護されるべきか否かが問題となるとする。これは特に、歴史家や批評家の利益との衝突として論じられるが、公的活動に携わる者に対しては、歴史家や批評家の利益が優先されるという。たとえ私生活に関する出来事であっても、その人物全体を考察の対象としなければならないので、探求や批評が向けられることは許されるとした。しかしながら、ある人の死亡直後から一定の期間においても同様であるのかは論じる必要がある。なぜなら、死者本人にはもはや保護の利益はないが、死者の人格への侵害がその近親者の思い出に対する侵害にもなりうるので、そうした近親者からの訴訟提起が考えられるからだ。死者の名誉毀損の場合には、法律で規定されている。上述した出版自由法第34条のことであるが、そこでは、名誉毀損に対する処罰が死者の名誉毀損に適用されるのは、故人の相続人、配偶者、包括受遺者の名誉や名声を害する意図が加害者にあった場合とされている。歴史家や批評家により死者の名誉が毀損された場合、前記第34条の構成要件を満たしていれば、相続人等は付帯私訴として民事責任を追及することができる。満たしていなければ、死者の私生活への侵害の場合と同様に、民法の不法行為を根拠にして賠償請求をすることになるが、その場合、加害者の過失と損害の証明が必要になる。このとき、名誉毀損であれ私生活侵害であれ、損害の証明は容易であるが、過失の認定は厳格になされるという。裁判例の分析からケゼールは、故人の名声(死者に対する思い

(38) P.Kayser, *La protection de la vie privée par le droit*, 3^eéd., 1995.

(39) mémoireの訳語については、第一義として「記憶、思い出」があり、第二義に「(死後の) 名声、評判」が続いている(『ロワイヤル仏和辞典 第2版』(旺文社, 2005年))。遺族が死者の人格への侵害によって損害を受ける過程において、死者の思い出への侵害という側面もありうるので、場合によっては「記憶、思い

出)⁽³⁹⁾を害する意図をもって行為した場合、あるいは間違っただけを引き合いに出した場合にのみ、過失が認定されると指摘する⁽⁴⁰⁾。

では、故人の遺族（近親者）が死者の私生活侵害を契機に、民事責任の訴権を行使できるのはなぜなのか。その根拠が問われるが、一つの見解として、本人の死亡により遺族に権利が継承される、というものがある。しかしこの見解についてケゼールは、理論上および実務上の困難を生じさせると指摘する。なぜなら、私生活尊重の権利は人格権であるので、本人の死を持って、その権利は終わりを迎えるからだ。むしろ次のように考える方が適切だという。すなわち、死者の近親者は自身に損害が生じたものとして、自身の名において行使する、というものである。死者の私生活の公表は死者の近親者に損害を生じさせるものであり、この損害は死者に対する愛情への侵害を構成するとした⁽⁴¹⁾。

(3) 小括

立法上、民事に関連する死者の人格権保護についての規定が設けられているものとしては、出版自由法と知的財産法典の著作者人格権に関する条文がある。両者とも死者の人格権を保護するための訴権はその遺族等によって行使されるものとされている。学説上も、この問題については議論があり、まずは歴史家や批評家による故人の評価の自由と故人の人格権の保護の均衡が論じられ、その後故人の人格権の保護が重視されるようになると、本人の死亡後、どのようにして法的に保護されることになるのかが問われるようになった。

論点としては、死者の人格権が侵害された場合、死者自身に帰属した訴

出」の訳が的確となることもあるが、本稿では名誉毀損との関連においては「名声」と訳した。北村・前掲論文では「記憶」と訳している。

(40) *ibid.*, n° 157-163.

(41) *ibid.*, n° 165.

権が遺族に相続され、行使されることになるのか、遺族ないし近親者固有の訴権が認められ、それが行使されることになるのかが問われた。ランドンは両者の見解を述べていたが、ブロンデルは前者の見解を採った。これに対しケゼールは、ブロンデルの見解に一定の配慮を見せながらも、後者の見解を支持している。このように学説では見解が分かれているが、次に判例の分析を行い、この点についてどのような傾向にあるのかを見ていく。

3. 判例の動向

(1) 古い裁判例

(a) 肖像権に関する裁判例

・セーヌ民事裁判所1858年6月16日判決⁽⁴²⁾

事件の内容は次の通りである。XとAは姉妹であるが、Aを最後まで看護していたXは、臨終の床に伏しているAの容姿の写真撮影をBらに請け負わせ、撮影画のデッサンの所有権はXにあり、Bらはいかなる者に対してもそのコピーを渡すことはできないことを約束していた。しかし、Y婦人というサインがされた臨終の床に伏しているAの鉛筆書きのデッサンが展示され、これが雑誌出版社Cに売却された。このデッサンはY婦人によって着想された独自の作品ではなく、少なくとも主たる部分について、Bらの写真を描いたものであった。そこでXは、Yに対し損害賠償とY作成のデッサンの廃棄などを求めた。裁判所は次のように判決して、Xの請求を認めた。

「何人も、家族の正式な同意なく、臨終の床にいる人の容姿を複製し公衆にさらすことはできない」「この複製に反対する権利は絶対的である」。

(42) D.1858.III.62.

・リヨン控訴院1887年7月8日判決⁽⁴³⁾

事件の内容は次の通りである。Xは、ロワールの古い代議士Aを撮影した写真のネガの所有者であり、その写真の複製の許諾をAの相続人から与えられていた。しかし、その写真を入手したYが、これを不正に複製し販売したため、XはYを訴え、販売の禁止やネガの廃棄等を求めた。第一審のサン＝テチエンヌ商事裁判所がXの主張を認めたため、Yが控訴した。リヨン控訴院は次のように判決し、原審を支持した。

「撮影された肖像写真のネガ及び現像写真は明らかに、その写真の被写体とされた人の所有権に属し、そしてその死後は、その相続人の所有権に留保されるので、この点から、第三者はもろろんの事、撮影したカメラマンも相続人の同意なく、それらの写真の公表、複製、販売、無償配布の権利を有さない」。

上記の二つの事件は、故人の肖像写真の無断利用（複製や頒布）が問題となった事案であり、肖像に関する利益という点で人格的利益の保護に関係するものと言える。しかしながら、両事件の議論では、肖像写真の権利が所有権あるいは著作権類似の権利として位置づけられているようであった。人格権の保護という観点ではなく、財産的権利の保護としての発想が前面に出ているように見受けられ、そうしたことが相続人への権利移転という構成を生んでいるように思われる。

(b) 名誉毀損に関する裁判例

・パリ控訴院1932年1月15日判決（セーヌ民事裁判所1928年6月20日）【判決1】⁽⁴⁴⁾

この事件は、作家ジョルジュ・サンドに養育された孫のXが原告とな

(43) D.1888. II.180.

(44) D.1932. II.120.

り、ジョルジュ・サンドについて書かれた記事の筆者Yを訴えたものである。Xはこの記事がジョルジュ・サンドを侮辱するものであるとし、出版自由法第34条及び民法典第1382条（現第1240条）に基づき損害賠償を請求した。これについて第一審のセヌ民事裁判所は、出版自由法第34条を根拠に損害賠償を請求するには、故人への名誉毀損において加害者が相続人等への害意を有していなければならないとし、被告Yにはそのような害意が認められないので、賠償請求はできないとした。また、民法典第1382条の不法行為を用いる場合には、加害者が真実と異なる事実や不正確な事実を挙げるなど、歴史批評の権利を逸脱していなければならないとした。この点においても、そうした逸脱が証明されていないとして、Xの請求は認められなかった。

そこでXは控訴したが、パリ控訴院も原審と同様の判断を下した。すなわち、Yは原告の名誉又は名声を害する意図を有していなかったので、出版自由法第34条は適用されない。また不法行為についても、故人の名誉毀損を理由に相続人が民法典第1382条により損害賠償を請求できるのは、著者が歴史批評の権利の制限を超えた場合に限られるのであり、Yにはそのよう超脱は認められないとした。

・破毀院刑事部1933年12月28日判決⁽⁴⁵⁾

この事件は死者の名誉毀損における反論権が問題となったものである。貴族院議員でもあった故デュペレ提督に関する記事が故人の名誉を毀損するものであると主張し、その遺族Xがデュペレの相続人及び子孫として、この記事に掲載した雑誌の発行責任者Yに対し反論文の掲載を要求した。しかしYは反論文の掲載を拒否したため、名誉毀損の付帯私訴を提起し、出版自由法第34条に基づく反論権の行使を求めた。これについての第一審

(45) D.H.1934.70.

の判断は、当該記事が故デュペレに対する名誉毀損や侮辱になるとは言えないとし、パリ控訴院もこれを支持し、Xによる反論権の行使を認めなかった⁽⁴⁶⁾。その後この事件は破毀院に上告された。

破毀院刑事部は出版自由法の条文を引用した上で、「本件の状況において、本法律〔出版自由法〕で規定された反論権の行使が認められるためには、問題とされた公表が名誉毀損又は侮辱の犯罪の構成要件を満たしている必要がある」と判示した。そして、この事件では、当該記事が名誉毀損に当たらないとして、原審の判断を支持した。

死者の名誉毀損については出版自由法の規定があるため、遺族はこの規定を根拠に損害賠償や反論権の行使を求めることができる。それゆえ、要件を満たしているのかが裁判では問われていた。死者の人格権侵害の事件において、遺族により訴権が行使されるのは、この出版自由法の規定が根拠の一つとして考えられるであろう。

上記の諸事例で見られるように、19世紀の肖像権の事案は人格権の問題としては意識されていなかったように思われるものの、死者の名誉毀損は20世紀前半から裁判で争われており、死者の人格権の保護はフランスで古くから議論されてきた。その後もこの問題は裁判で争われてきたが、判決でどのような解決が示されてきたのかを次に扱う。

(2) 判例の展開

(a) 家族的連帯

故人の私生活への侵害を理由とした相続人による訴権の行使については、家族的連帯を理由にして認容する裁判例があった。

(46) D.1932.II.119 (2^oespèce).

・パリ大審裁判所1982年5月19日⁽⁴⁷⁾

歌手のマリア・カラスは生前、自身の声質をはかるためにA劇場で発声のテストをしていたが、満足のいくものでなかったため、以後、舞台上がることは無く、一切録音もしなくなり亡くなった。A劇場の事務局長Y1はこのマリア・カラスの発声テストを録音し、マリア・カラスの死後、Y2放送局でこの録音を放送した。そこで、マリア・カラスの遺族XらがY1とY2らを訴えた。裁判所は、次のように判示して、Yらに対し、Xらに1フランの損害賠償を支払うこと、録音物をXらに引き渡すこと、当該録音物を用いた新たな放送をしないことを命じた。

「鑑みるに、同じ血縁の者の間には連帯性が存在するので、家族の成員は、被相続人の私生活にもたらされた侵害によって、少なくとも精神的損害を被っている。かくして、侵害された者が亡くなった後は、その相続人が故人の意思の受託者とみなされ、訴えを提起する確実かつ正当な利益を有する。」

・パリ大審裁判所1987年11月4日⁽⁴⁸⁾

秘密諜報員のAが亡くなっているのが見付き、捜査の結果、自殺と判断された。しかしその後、Yの著書において、Aの自殺の原因が女性関係にあるとする記述がなされたため、Aの家族XらがY及び当該著書の出版社などを訴え、損害賠償と差止めを請求した。パリ大審裁判所は次のように判示して、請求を認めた。

すなわち、同じ血縁の者の間には連帯性が存在するので、同じ家族の成員には、被相続人の私生活や家族生活への侵害により、賠償請求を根拠づける損害が生じている。

(47) D.1983.jur.p.147.

(48) D.1988.somm.p.199-200.

(b) 人格の一身専属性

他方で、私生活尊重の権利は生きている人にもみ帰属する、という見解もある。実際、こうした考えから、民法典第9条の規定は個人的性質を有するものであり、死者の相続人は、重過失をもって害意による公表がなされた間違いもしくは歪曲された事実による侵害から故人の名声を守ることのみ認められる、とする判決が出されている。

・パリ控訴院1982年11月3日【判決2】⁽⁴⁹⁾

この事件では、画家マティスの晩年について語られた内容が私生活侵害として問題とされた。1979年11月26日にマティスに関するY1の閑談がY2放送局で放送された。その内容は、晩年のマティスが人工肛門で精神的にも身体的にも苦しい思いをしていたということと、それに伴う闘病生活を語ったものであった。これに対し、マティスの子であるXらは、このような直接的かつ悪趣味な言及がXらの父であるマティスの私生活とその家族の内密な部分に許し難い侵害をもたらしているとして、民法典第9条に基づき、当該言及部分の削除と1フランの損害賠償をY1及びY2に請求した。第一審でこの請求が認められなかったため、Xらは控訴した。

パリ控訴院は、次のように判示して、請求を棄却した。すなわち、民法典第9条は全ての形式において自身の私生活の公表を禁じる権利を認めているが、この権限は生きている人にもみ帰属する。故人の相続人は、重過失をもって害意による公表がなされた間違いもしくは歪曲された事実による侵害に対してのみ、故人の名声を保護することが根拠づけられる。出版自由法の規定と同じように、民法典第9条の規定も歴史家及び批評家の報道の自由や表現の自由を制限することがあるが、それは歴史家や批評家が真実の尊重を怠った場合に限られる。

(49) D. 1983.jur.p.248.

・破毀院第一民事部1995年10月10日【判決3】⁽⁵⁰⁾

破毀院の判断においても同趣旨の考えが示されている。それは、中国最後の皇帝溥儀の妻 X が提起した訴訟においてであり、Y によって書かれた溥儀についての書籍が溥儀の私生活を侵害するものであるとして Y を訴えた事件である。パリ控訴院は、問題とされた部分が溥儀自身によって記された自伝から引用したものであり、真実性への尊重を欠いていないことから、X の請求を棄却した。破毀院もこの判断を支持した。

・破毀院第一民事部1996年5月22日【判決4】⁽⁵¹⁾

また、別の事件でも同趣旨の控訴院判決が破毀院によって支持されている。この事件は、故人に婚外子がいるとする内容の記事に対し、その遺族が自身の私生活侵害を主張したものである。Y 社発行の週刊誌に、A の娘を名乗る人物 B による手記が掲載された。B の母は、B が A の子であるとして、B の認知を A に請求したが受理されず、次に生計費の請求をしたが、訴訟手続きが終わる前に A は死亡した⁽⁵²⁾。記事では「私は A の死を悲しむ、私の知らない父 A」という題が付けられ、婚外子がいるという A の私生活の暴露が含まれていた。そこで、A の遺族である X らが発行元の Y らに対し、X らの私生活侵害を理由に民法典第9条に基づく訴えを起こした。破毀院は「鑑みるに、上記諸規定〔民法典第9条及びヨーロッパ人権条約第8条〕の意味での私生活侵害は、この侵害を主張しようとする者の生活の紹介又は示唆の存在を前提としている。」と判示し、本件記事により X らの私生活は侵害されていないことを理由に、請求棄却とした原審の判断を正当とした。

(50) JCP.1995.IV.n°2528.

(51) D. 1996, IR.p.196.

(52) 北村・前掲250頁（脚注154）によると、A はイヴ・モンタンとされる。

・パリ控訴院1993年9月21日【判決5】⁽⁵³⁾

さらに、民法典第9-1条に規定されている無罪推定の尊重⁽⁵⁴⁾に関するレフェレ訴訟でも、このような考えは見られた。この事件は、飛行機事故で亡くなった定期便パイロットAについて、事故の責任はもっぱらAにあるとする記事が出され、そうした記事は無罪推定を尊重される権利の侵害になると主張し、Aの妻及び子が訴えたものである。パリ控訴院は次のように判示し、請求を認めなかった。すなわち、無罪推定を尊重される権利は生きている人にも認められるものであり、また、故人の無罪推定への侵害があったとしても、そのことが故人の相続人によって取得される財産的権利を生じさせることにはならない。

以上のように相続人による訴権行使の可否については、二つの理論構成が見られたが、その後破毀院が一身専属的見解を明らかにした⁽⁵⁵⁾。こうした議論の中で、死者の人格権に関連する著名な事件が起こった。

(2) ミッテラン事件

(a) 事件の概要

医師Y1は、フランソワ・ミッテラン元大統領（1996年1月8日死去）の診療を担当していた主治医である。Y1はジャーナリストAの協力のものと、『偉大なる秘密』を著し、1996年1月17日に出版した。しかしこの本

(53) D.1993, IR.p.224.

(54) フランス民法典9-1条については、拙稿「民法における無罪推定の原則—フランス民法9-1条からの示唆—」茨城大学政経学会雑誌第81号（2012年）45頁以下。

(55) なお、死者の名誉毀損の事例であるが、出版自由法ではなく民法の不法行為法の規定（旧1382条）を根拠とする賠償請求権が遺族に認められるとする趣旨の判決もある。この判決では家族的連帯についての言及はされていない。（破毀院第二民事部1994年6月22日 D.1995.somm.p.268.）

の内容は、医師が負うべき職業上の秘密に違反し、ミッテラン氏の私生活の内密性とミッテラン氏の近親者の感情を侵害するものであるとして、ミッテラン氏の遺族であるXらが著者のY1と同書の出版社Y2などを訴えた。すでに4万部の発行がなされていたが、請求内容は、販売の継続中止、市場に出回った書籍の回収そしてその差押えなどである。レフェレ(急速審理)請求の後、本案請求もなされた。

(b) レフェレ請求

まず、パリ大審裁判所は次のように判示して、レフェレ請求を認めた。

すなわち、全ての人はいかなる門地、生まれ、職業であっても、自己の私生活を尊重される権利を有する。この私生活の保護は、その近親者であっても、家族の私生活を尊重される権利を援用しえるとき、近親者の保護にも及ぶ。この事件では、13年以上もミッテラン元大統領の治療を担当し、本人だけでなくその家族の信頼も得ていた主治医による秘密の暴露が問題となっている。この秘密の暴露は、性質上、ミッテラン元大統領とその配偶者及び子の家族的私生活の内密性に対する、極めて重大な侵害を構成する。こうしてもたらされた侵害は、ミッテラン元大統領の死亡及び埋葬後、何日も続くほどに耐え難いものである。明白に違法な侵害を原因とする表現の自由の濫用が問題となる場合には、レフェレ裁判官の権限において、その濫用を止めさせあるいは表現の自由を制限しうる措置が命じられる⁽⁵⁶⁾。

この判断についての上訴を受けたパリ控訴院は、大審裁判所のレフェレ命令を支持し、次のように判示した。

すなわち、問題となっている書籍の中で書かれていた事実は、ミッテラン元大統領の診療において知りえたものであり、医師の秘密として隠され

(56) TGI.Paris, 18 janv.1996 : JCP.1996. II .22589.

なければならない。それゆえそれら事実の暴露は明白な違法性を帯びている。また、亡くなったミッテラン元大統領の配偶者及び子は、自身の人格や私生活に属する事柄が暴露されることで、最も深遠な感情を傷つけられた。これらのことから、明白に違法な侵害を止めさせるために当該書籍の発行の継続を禁じることは、認められる。また、こうした措置は表現の自由を害することにはならない⁽⁵⁷⁾。

破毀院もパリ控訴院の判断を支持して、上告を棄却した⁽⁵⁸⁾。このようにレフェレ請求においては、家族の私生活侵害として扱われたが、本案請求では医師の秘密の暴露が中心に置かれた。

(c) 本案訴訟

ミッテラン元大統領の遺族 X らは、本案訴訟の第一審において、Y1 による著書が刑法上処罰される医師の秘密の暴露に該当すること、これらの暴露の多くはミッテラン元大統領自身の私生活への侵害であるのと同時に、その配偶者及び子の感情や個々の生活への侵害でもあること、これら秘密の暴露の中には、X らの私生活の内密性への侵害となるものがあること、著書『偉大なる秘密』は民法典第1382条の過失を構成するものであることを主張した。その上で、損害賠償と出版差止めの継続などが請求された。これに対しパリ大審裁判所第一民事部は、Y1 の著書による秘密の暴露がミッテラン元大統領の遺族である X らを害するものであることから、X らの訴えを受理し、請求を認めた⁽⁵⁹⁾。

第二審のパリ控訴院では、まず、ミッテラン元大統領自身の私生活の保護を目的とした遺族の訴権について、次のような判決が示された。すなわち、門地、生まれ、財産、現在又は将来の職業の如何を問わず、全ての人

(57) CA.Paris, 13 mars 1996 : JCP.1996. II .22632.

(58) Cass.1^{re} civ., 16 juill.1997 : D.1997.jur.p.452.

(59) TGI.Paris, 23 oct.1996 : JCP.1997. II .22844.

は自己の私生活を尊重される権利を有するが、自己の私生活の公表を禁じることが出来るのは、生きている人に限られる。Xらは、歪曲された事実が害意又は避難すべき軽率さによって公表されたことにより、ミッテラン元大統領の名声が悪影響を受けた、ということを中心として主張してはいないので、故ミッテラン元大統領の私生活の保護を目的とした請求は受理されない、というものである。また、遺族の私生活への侵害を理由とした差止めについては、第一審で当該書籍による遺族の私生活侵害を確認しているが、それらが書籍の中で局所的であることを考慮し、私生活侵害を理由とする書籍全体の出版禁止は認められないとした。しかしながら、当該書籍における秘密の暴露は医師の職業上の秘密に反するものであることから、この医師の秘密の違反を理由に、損害賠償と出版禁止措置は認められた。つまり、私生活侵害ではなく医師の秘密の違反が根拠とされた⁽⁶⁰⁾。

この控訴院判決について、Y側は上告したが、Xらも私生活侵害を理由とした請求が認められなかったことに対して付帶上告した。Y側の上告は理由がないとされ棄却となり、Xらの付帶上告も退けられている。具体的には、Xらは故人の私生活侵害に対する賠償訴権を相続したとし、さらに故人の私生活侵害は相続人自身の私生活侵害と関連していることを主張した。しかし破毀院は、私生活尊重の訴権が権利者本人の死亡とともに消滅することを述べ、Xらの主張を認めなかった【判決6】⁽⁶¹⁾。

これによりこの事件は、私生活保護を理由としたのではなく、故人に関する医師の秘密の違反が理由となって請求が認められた、という構成で終了した。私生活侵害が根拠とされなかった理由は、私生活を尊重される権利の一身専属的性質にあり、これまでの判例の傾向と合致するものと考えられる。

(60) CA.Paris, 27 mai 1997 : JCP.1997. II .22894.

(61) Cass.1^{re} civ., 14 déc.1999, n° 97-15.756 ; D.2000.jur.p.372.

(4) 近年の判例

・破毀院第一民事部2009年10月22日【判決7】⁽⁶²⁾

俳優ジャン・ギャバンの職業生活や家族生活について書かれた本が出版社Y1から刊行された。この本はジャン・ギャバンの子Y2とY3の署名がされていたが、三番目の子Xは、この本の文章や写真の中にXの感情や私生活を侵害するものがあり、さらにそれらはXの肖像の権利や父ジャン・ギャバンの肖像の権利を侵害しているとして、Yらに対し損害賠償を請求した。パリ控訴院は一部Xの請求を認めたものの、ジャン・ギャバンの肖像権侵害を理由とした請求については棄却した。そこでXは上告した。破毀院は次のように判示した。

すなわち、「鑑みるに、ある者の近親者がその者の死後、故人の肖像の複製に反対することが出来るとしても、それは、確固とした〔近親者〕固有の損害—場合によっては故人の名声や故人に対する尊重への侵害からそれは演繹される—を被っているという条件においてである。」そして、原審はそうした条件が満たされていないことを確認して、請求を棄却したのであるから、その判断は正当であるとした。

・破毀院第一民事部2010年7月1日【判決8】⁽⁶³⁾

誘拐殺人の被害者であるAの写真がY社発行の雑誌に掲載されたが、その写真はAが手錠と猿ぐつわをされている姿であった。この写真は、身代金請求の際に犯人から送られてきたものであり、Aは撮影時には生存していたが、その後死亡した。Aの遺族Xらが雑誌発行元のYらを訴え、問題となっている写真が掲載された雑誌の該当号の販売中止を求めた。パリ控訴院は、該当号の全てにおいて、問題となっている写真を隠すよう命

(62) Cass.civ.1^{re}, 22 oct.2009, n°08-10.557 ; Légipresse2010.n°269.p.19. ; RTDC.2010. p.79.

(63) Cass.civ.1^{re}, 1 juill.2010, n°09-15.479.

じたが、Yらが上告した。破毀院は次のように判示して、上告を棄却した。

「鑑みるに、ある者の近親者は、その者の死後、故人の肖像の複製に反対することが出来るが、それは近親者自身が、故人の名声あるいは故人への尊重に対する侵害を理由に、その複製によって固有の損害を受けている、という限りにおいてである。・・・問題となっている写真の公表は、センセーショナルな探求を示しており、いかなる点においても報道の必要性によって正当化されないということを考慮して、控訴院はこのことから、人間の尊厳に反し、この写真の公表が故人の名声又は故人に対する尊重への侵害を構成しており、それゆえ近親者の私生活への侵害も構成すると結論づけ、かくして、表現及び報道の自由にこのような制限がもたらされることを正当化した。」

・破毀院第一民事部2014年10月1日【判決9】⁽⁶⁴⁾

2013年秋に発売された雑誌において、同年7月31日に亡くなったジャーナリスト・作家のAに関する故人略歴が掲載された。この記事には、Aの婚外子の存在、Aが受けたつらい治療のこと、Aの死因となった病気などが書かれていた。そこでAの遺族Xらは、遺族の私生活と故人の私生活を侵害するものであるとして、この記事を書いたY(Aの友人)を訴えた。パリ控訴院が請求を棄却したため、Xらは上告した。破毀院は次のように判示して、原審を支持した。

すなわち、「鑑みるに、民法典第9条と人権及び基本的自由の保護のための条約〔ヨーロッパ人権条約〕第8条の保護は、これを主張しようとする者の私生活の紹介又は示唆の存在を前提としており、その者の死亡とともに消滅する。」そして、問題となっている内容がもっぱら故人あるいは第三者に関するものであることから、控訴院の判決は法的に正当化される

(64) Cass.civ.1^{re}, 1 oct.2014, n°13-21.287 ; Légipresse2014.n°320.p.524.

とした。

・破毀院第一民事部2018年1月31日【判決10】⁽⁶⁵⁾

作詞作曲家兼演奏家のAによって演奏され、そのいくつかはA自身の作でもある楽曲のアルバムを、Y社はAの写真を入れたCDやデジタルファイルで商品化した。これについて、亡くなったAの妻であり包括受遺者でもあるXがYに対し、この商品化はXに無断で行われたものであるとして、損害賠償を請求した。故人の肖像権を根拠とした請求について、破毀院は次のように判示し、請求を棄却した原審の判断を支持した。

すなわち「鑑みるに、〔原審の〕判決はまさに、人格の属性である肖像権がその所持者の死亡とともに消滅し、相続人に移転しないことを言明している。このことから控訴院は、このアーティスト〔A〕の肖像の商業的独占権を理由としたXの請求が受理されないことを正当に引き出した。よってこの上告理由には根拠がない。」

4. 判例の分析

(1) 判例の立場

(a) 一身専属性

フランスにおいて死者の人格権の問題は、当初、肖像や名誉を中心にしてきたが、近時においては、死者の私生活の問題として展開されている。判例の基本的な立場は、【判決2】、【判決5】、【判決6】、【判決9】、【判決10】で示されたように、死者の人格権は本人の死亡とともに消滅する、というものである。したがって、死者自身の名において、人格権侵害によ

(65) Cass.civ.1^{re}, 31 janv.2018, n°16-23.591 ; Légipresse2018.n°358.p.163. ; RTDC. 2018.p.364.

る損害の賠償を請求することは認められない。この点において、死者自身の人格権を認めるドイツ法の立場とは異なる。

(b) 遺族による訴権行使

死者には人格権が認められていないため、死者自身の損害賠償請求権を遺族が相続することは認められないが、別の根拠から遺族による請求が認められる場合が二つある。

(i) 真実性の尊重違反

一つには、内容が真実でない場合である。学説上も論じられていたように、人は死とともに歴史に帰し、歴史家や批評家の研究対象となるため、基本的に死者の人格権の保護よりも歴史家や批評家の自由が優先されるが、真実と異なる内容を広めることは許されない。【判決1】、【判決2】、【判決3】において、故意又は重過失によって故人に関する記述が真実と異なる内容であった場合には、民法の不法行為の規定（旧1382条）により損害賠償が認められるとしている。【判決1】に見られるように、この立場は古くから判決に表れていた。

(ii) 遺族固有の損害

二つ目は、名誉、私生活、肖像など故人の人格が侵害されることにより、遺族自身が損害を被った場合である。この考えは、【判決4】、【判決7】、【判決8】から読み取ることができるが、一身専属性を論じる諸判決からも窺えるであろう。では具体的にどのような場合、遺族にも固有の損害が生じているとされるのか。【判決8】が遺族の固有の損害を認めているので、この判決について次に考察してみる。

(2) 2010年判決【判決8】**(a) 判決に対する諸見解**

まず本判決に対して、どのような評釈がなされているのかを見ていく。

(i) ドウラジュ⁽⁶⁶⁾

ドウラジュは、評釈の中で人間の尊厳の尊重という理念を扱い、人間の尊厳は生きている人にもみ属し、死者は尊重の対象になるだけだと述べている。まず、判例の傾向を見ると、重要視されているのは故人の近親者、すなわち生きている人であるという。生きている人が死者の名声の守護者となり、生きている人が被害を受けていることを考慮して、訴権の行使が根拠づけられる。そして人間の尊厳は生きている人にもみ帰属し、遺体に尊厳は認められえないとする。ただし、生きている人によって保持され守られる思い出の中に故人の表出を見出すことで、死者に対する尊重が尊厳の代わりになるとして、遺族の訴権行使による死者の人格権保護を説明した。

(ii) ヴァルテル⁽⁶⁷⁾

ヴァルテルは、判例が死者への尊重の侵害についての規定を人間の尊厳に関する章に取り入れた1992年刑法に触発され、死者の利益となる権利を明らかにしてきているということを指摘し、この判例の流れの中に本判決を位置付けている。そして、人間の尊厳に反するという文言が、この事件における興味を引く要素だとしている。問題とされた写真の被写体は、誘拐の被害者であり、手錠と猿ぐつわをされた状態で撮影され、その後、死亡した。したがって、撮影された段階では生存していたのであり、死者ではなく生きている人の写真であった。そのためヴァルテルは、この事件に

(66) D.2010.p.2044, n°te P.-J.Delage.

(67) Légipresse2010.n°276.p.300, note J.-B.Walter.

おける人間の尊厳は生きている人の尊厳であったことを指摘している。

また、死者の人格権の保護手段については、生きている人による制限がかけられているという。死者の人格権の保護につながる訴権は、死者自身によって行使されることは無く、遺族などによって行使されることになる。それゆえ、訴権行使は生きている人の裁量に委ねられ、常に保護が保障されているわけではない、ということだ。

さらに、本判決において、なぜ近親者の私生活侵害が認められるのか、という点も考察している。破毀院は控訴院判決の内容を繰り返して、「人間の尊厳に反し、この写真の公表が故人の名声又は故人に対する尊重への侵害を構成しており、それゆえ近親者の私生活への侵害も構成する」と述べている。しかし、なぜ故人に対する侵害が近親者の私生活侵害に至るのかが不明確である。ヴァルテルは、ここで注目すべきは公表された写真の内容ではなく無断で公表されたという事実にあるとする。撮影された時点では生存していたので、写真は死者の写真ではなかったが、公表された時には死亡していた。公表の可否を判断し得るのは被写体となった本人ではなく、その遺族などの近親者になる。近親者の判断を仰がず、無断で公表した点に近親者の私生活侵害が見出されるとする。他方で、写真の内容については、報道の自由とのバランスを図る際に考慮されるものとしている。

(iii) ロワゾー⁽⁶⁸⁾

ロワゾーは、死者の人格権の保護において、人間の尊厳という理念を用いることに消極的な見解を示している。確かに、人間の尊厳を侵害する性質が、死者の名声あるいは尊重に侵害をもたらしていることを証明している、ということは一般的に了解されうる。しかしこれを死者の人格権侵害

(68) JCP.2010.942, note G.Loiseau.

の基準にすることや損害を確認する決定因と考えることには反対している。その理由として、人間の尊厳を基準にして肖像の保護と報道の自由との衝突を裁定しようとする、自由裁量による裁定がなされているように思われることを挙げている。さらに、故人の名声の保護においては、生前の故人のアイデンティティと結びついているため、人間の尊厳を損なうことなく、故人のアイデンティティを歪曲することもありうる、基準として有用とは言えないとする。

また、死者の人格権侵害における訴権について本判決は、故人の肖像の無断公表が故人の名声あるいは尊重への侵害にあたり、したがって近親者の私生活への侵害になるとして、近親者からの訴権行使を認めた。このことにつき、ロワゾーは、近親者の私生活への侵害が故人の肖像の複製に反対する権利の最終的な理由になっており、死者の名声あるいは死者への尊重の侵害から損害が生じていることを要件として求めながら、実際には近親者の私生活の保護だけが問題とされていると指摘する。しかし、このような構成は迂遠的な手法であるとし、端的に、死者への尊重が人格の死後の保護を正当化しうると主張する。

(iv) オゼ⁽⁶⁹⁾

オゼは、本判決で示された内容は【判決7】と同じ文言であるとした上で、「場合によっては故人の名声や故人に対する尊重への侵害からそれ〔近親者の損害〕は演繹される」という表現が無くなっていると指摘する。故人の肖像の公表に対しては、その近親者が反対する権利を有するとしても、近親者に固有の損害が生じていなければならない。本判決は、この近親者固有の損害をより厳格にし、故人の名声あるいは故人への尊重に対する侵害で構成される近親者の個人的損害としたとする。

(69) RTDC.2010.p.526, obs.J.Hauser.

さらに、人間の尊厳に関しては、死者はもはや私生活を有しないが、記憶の中において死者はなおも存在する。そして死者は尊重される権利を有し、ひいては人間の尊厳の権利を有する。このとき、死者の近親者はこれらの権利の守護者であるとする。

(b) 人格権保護における位置づけ

以上のような評釈がなされている中で、人間の尊厳は死者の人格権保護においていかなる意味を持つのか。ひいては人格権そのものの保護にも言及しながら、最後にこの問題を検討していく。

(i) エリニャック事件

まず、死者の人格権保護と人間の尊厳との関わりについては、破毀院判決において先例がある。破毀院第一民事部2000年12月20日の判決⁽⁷⁰⁾がそれであるが、この事件はコルシカ島の知事エリニャックが暗殺され、その遺体を撮影した写真が雑誌に公表されたというものである。遺族が雑誌の差止めなどを請求した際、破毀院は次のように判示した。

「鑑みるに、人格 (personne) の権利への侵害が確認されるだけで、民法典第9条の意味での緊急性は特徴づけられている。／鑑みるに、公表された写真が暗殺された知事の身体と容貌を明瞭に表しているということを考慮し、控訴院は、この肖像写真が人間の尊厳を侵害するものであることから、そのような公表は違法であると判断したのであり、それゆえ、控訴院の判決は、ヨーロッパ条約〔ヨーロッパ人権条約〕第10条並びに民法典第16条の要請の観点から、法的に正当化される…。」

(70) Cass.1^{re} civ., 20 déc.2000, n° 98-13.875 ; D.2000.p.885 ; JCP.2001. II .10488.

(ii) 基本理念としての人間の尊厳

民法典第16条は、「法律は人の優位性を確保し、人の尊厳に対するあらゆる侵害を禁じ、生命の始まりから人間の尊重を保障する」という規定であり、人間の尊厳という概念が明記されている。エリニャック事件の判決においても、この第16条が根拠として用いられている。ここで検討している【判決8】も人間の尊厳に言及して、遺族の請求を認めた。【判決8】の事件での写真は、厳密には生存している人の写真ではあるが、公表された時点では死亡していたので、死者の人格権が問題とされた。両判決の共通点としては、被写体が遺体ないしはそれに準ずるような状態であったこと、そして撮影された姿が、一方は暗殺直後の状態であり、他方は猿ぐつわと手錠で拘束された状態（さらには暴行を受けていた）であり、人体への冒瀆的行為がなされた姿であったことが挙げられる。これら二つの共通点において、「人体に扱われるべき尊重は、死亡とともに終了しない。遺体は、その身体が火葬にされた場合には遺灰も含め、尊重、尊厳及び礼節をもって取り扱われなければならない」と規定する同第16-1-1条と、「裁判官は、死後なされた場合も含め、人の身体に対する違法な侵害又は人体の構成要素あるいは産物にもたらされる違法な策動を防止又は中止させるのに適したあらゆる措置を命じることができる」と規定する同第16-2条が関連してくるだろう。人間の尊厳の侵害への言及がなされたのは、この二つの事件に「人体の尊重」と題される第16条以下の観点、すなわち、死者に対しても人間の尊厳を害する行為は許されない、という理念が関わっていることに理由があると考えられる。

(iii) ドイツ法との類似性

さらに、死者の人格権保護において、一部の事例ではあるが人間の尊厳への侵害が根拠とされている点で、ドイツ法との類似性が見出される。ドイツでは死者自身に対する人格権侵害という構成をとるが、その際、人間

の尊厳の不可侵性が死後においても保障されていることが、判例上示されている⁽⁷¹⁾。他方、フランスでは、死者自身に人格権を認めず、遺族固有の訴権を認めることで間接的に死者の人格権保護がなされうる構成を採っている。しかし、フランスでも人間の尊厳への侵害が訴権認容の根拠とした事例があり、人間の尊厳の不可侵性が死後も保障されていることが明らかにされている。それゆえ、人間の尊厳の重要性が両国の人格権法において確認されたと言えよう。

5. 終わりに

フランスにおいては、死者自身の人格権は認められていないので、侵害がなされても死者自身に損害賠償請求などの訴権が認められるわけではない。それゆえ、遺族が死者の訴権を相続して行使することもない。しかし、死者の人格権への侵害により、遺族自身に損害が生じた場合には、遺族の固有の訴権が認められる。また、死者に関して間違った情報を故意又は重過失により流布させた場合にも、遺族には賠償訴権が認められる。以上が、フランスにおける死者の人格権保護の構成であり、近時のフランスの教科書においても同様の説明がなされている⁽⁷²⁾。

日本では、前述したように、遺族固有の利益への侵害という構成と死者自身の人格権への侵害という構成が論じられているが、フランスの立場は前者に該当するだろう。ただ、フランスの法状況からの示唆としては、さらに指摘すべき点があると考ええる。それは人間の尊厳の不可侵性が死後も

(71) 1971年2月24日のドイツ連邦憲法裁判所の決定（BVerfGE30, 173）であるが、死者にはボン基本法第2条の「人格の自由な発展」は認められないが、第1条の「人間の尊厳の不可侵性」は死後も保障されることが判示された。詳細については注6の諸文献参照。

(72) J-B.Binet, *Droit des personnes et de la famille*, 5eéd., 2022. n° 444.

保障されるとしたことである。ドイツではボン基本法に規定された「人間の尊厳の不可侵性」(第1条)と「人格の自由な発展」(第2条)の二つの理念を根拠に、一般的人格権を承認し、人格権法が展開されてきた⁽⁷³⁾。他方、フランスでは、非財産的損害の賠償を古くから認めてきたが、立法上の根拠としては民法典第9条と第16条以下の規定が人格権保護において大きな役割を果たしてきた。前者の規定は私生活を中心として、人格権の精神的な部分を保護するものとして用いられ、後者の諸規定は人格権の身体的な部分を保護する上で援用されている。死者の人格権の問題は、名誉、私生活、肖像など第9条の適用領域であるが、死者の身体(遺体)との関連においては第16条に結びつく。フランスの判例で人間の尊厳への言及があったのも、こうした点に理由が求められるだろう。人間の尊厳という理念は、ドイツだけでなくフランスでも重要視されており、日本法においても死者の人格権を語る上で、取り入れられるべき観点であると考えられる。

(73) ドイツの人格権法については、五十嵐清・松田昌士「西ドイツにおける私生活の私法的保護—一般的人格権理論の発展」戒能通孝・伊藤正巳編『プライベートシー研究』(日本評論社、1962年)150頁以下、三島宗彦『人格権の保護』(有斐閣、1965年)16頁以下、斉藤・前掲書(1979年、2021年)、五十嵐・前掲書(1989年)122頁以下、拙稿「ドイツにおける人格権侵害に対する金銭賠償—侵害抑止を目的とした損害賠償—」専修法研論集36号(2005年)、木村和成「ドイツにおける人格権概念の形成—人格権概念に仮託された意味・機能に着目して—(1)、(2完)」立命館法学295号、296号(2004年)、拙稿「人格権侵害に対する損害賠償の史的考察—損害賠償法の二元化—」茨城大学政経学会雑誌78号(2008年)参照。